

令和4年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

令和4年度の住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルスの影響で収入が減少した世帯を支援するため、**1世帯当たり10万円**を支給します。給付金を受給するには**手続きが必要**です。

支給対象・手続き方法

いずれかにあてはまる世帯が対象です。※裏面の判定チャートもご確認ください。

世帯全員が令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和3年12月10時点で国内に居住しており、
令和4年6月1日に鶴居村に住民登録のある方

村から確認書が届きますので確認事項を
チェックし、同封の返信用封筒にて返送

申請が必要です

必要書類を添付した申請書を鶴居村へ提出
【ご案内・申請書配布先】鶴居村役場

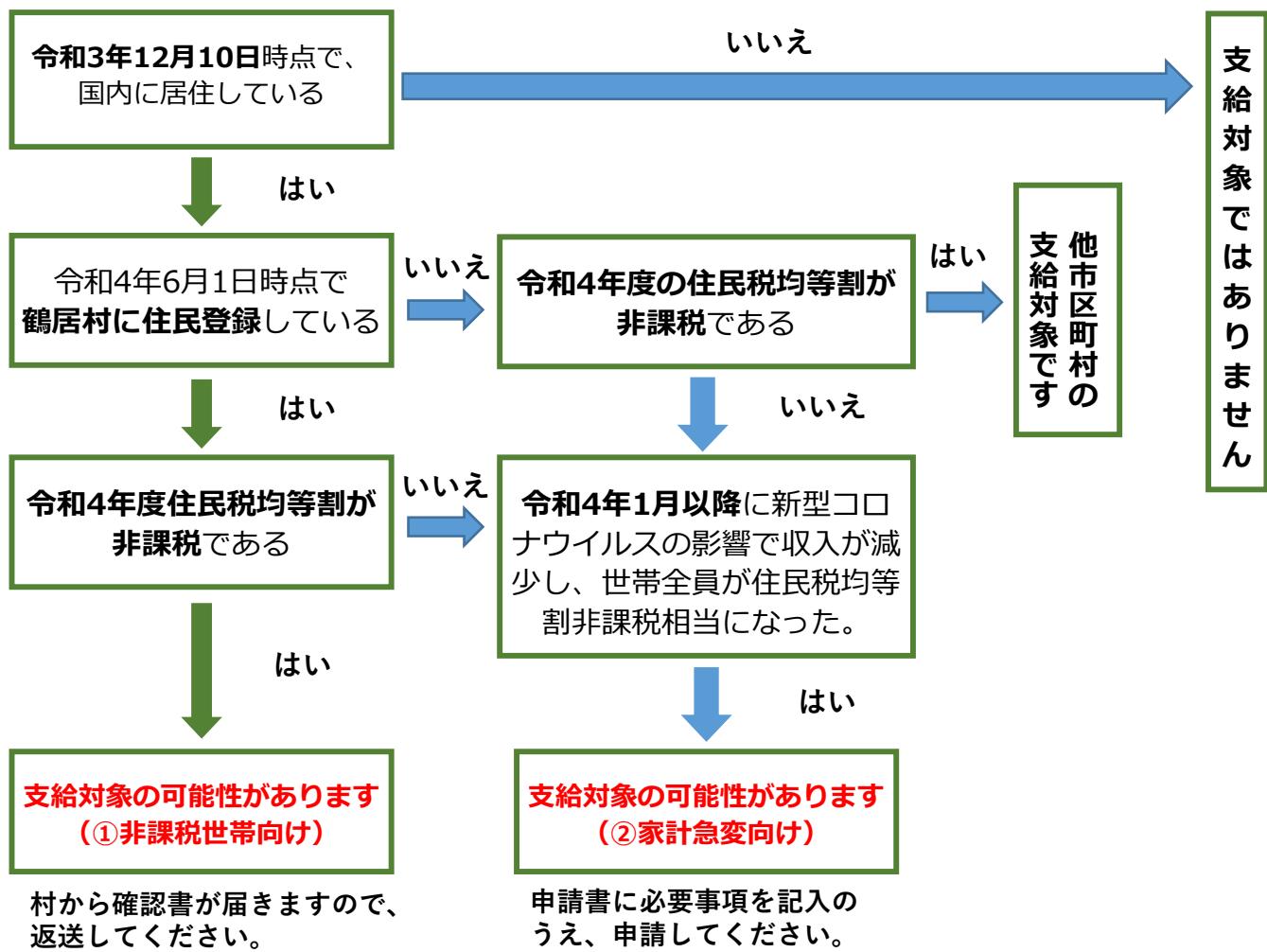
確認書・申請書を確認後、**1世帯当たり10万円**を振り込みます。
給付金の振込目安：村が書類を受理してから概ね3週間後

支給対象外となる世帯

- ・令和3年度非課税世帯臨時給付金を既に受給した世帯
- ・鶴居村から令和3年度非課税世帯臨時給付金の確認書が送付された世帯で、令和4年4月30日までに申請されなかった世帯
- ・家計急変世帯給付金を既に受給した世帯
- ・住民税が課税されている者の青色専従者給与を受けている者及び扶養親族等のみからなる世帯
- ・令和3年12月11日以降の出生者・入国者

鶴居村役場保健福祉課福祉係
「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」窓口
平日：8：30～17：15 TEL：0154-64-2116

給付金対象者フローチャート



家計急変 判定方法イメージ

R4.1月以降の任意の1ヶ月収入	扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額		B 非課税相当所得限度額
		年間収入	月額の目安	
年収換算（×12月）	単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	7万7,500円	38.0万円
	配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	137.8万円	11万4,833円	82.8万円
	配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円	14万円	110.8万円
	配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円	17万4,750円	138.8万円
	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円	20万8,083円	166.8万円
	障害者、未成年、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	17万250円	135.0万円

収入の種類は給与、事業、不動産、年金です。収入限度額（Ⓐ）で要件を満たさない場合は1年間の所得限度額（Ⓑ）で判定します。※非課税の公的年金収入（遺族・障害年金など）は含みません。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、
+81-10-111-1111へお問い合わせください。

